

省エネ・節電改修をしましょう【手引き第1版】

設備投資の活性化、事業活動に伴う温室効果ガス削減による中小企業者の脱炭素化に資するため、事業所等の設備を省エネ型に改修する事業に対して補助金を交付します。

補助金額

事業内容	補助金額
市補助金単独	総経費の4分の1、CO ₂ 削減量1kg当たり100円を乗じて得た額または90万円のいずれか少ない額に下表の係数（0.8～1）を乗じた額（千円未満切捨て）
県・国補助金併用	総経費の10分の1、CO ₂ 削減量1kg当たり100円を乗じて得た額または300万円のいずれか少ない額に下表の係数（0.8～1）を乗じた額（千円未満切捨て）

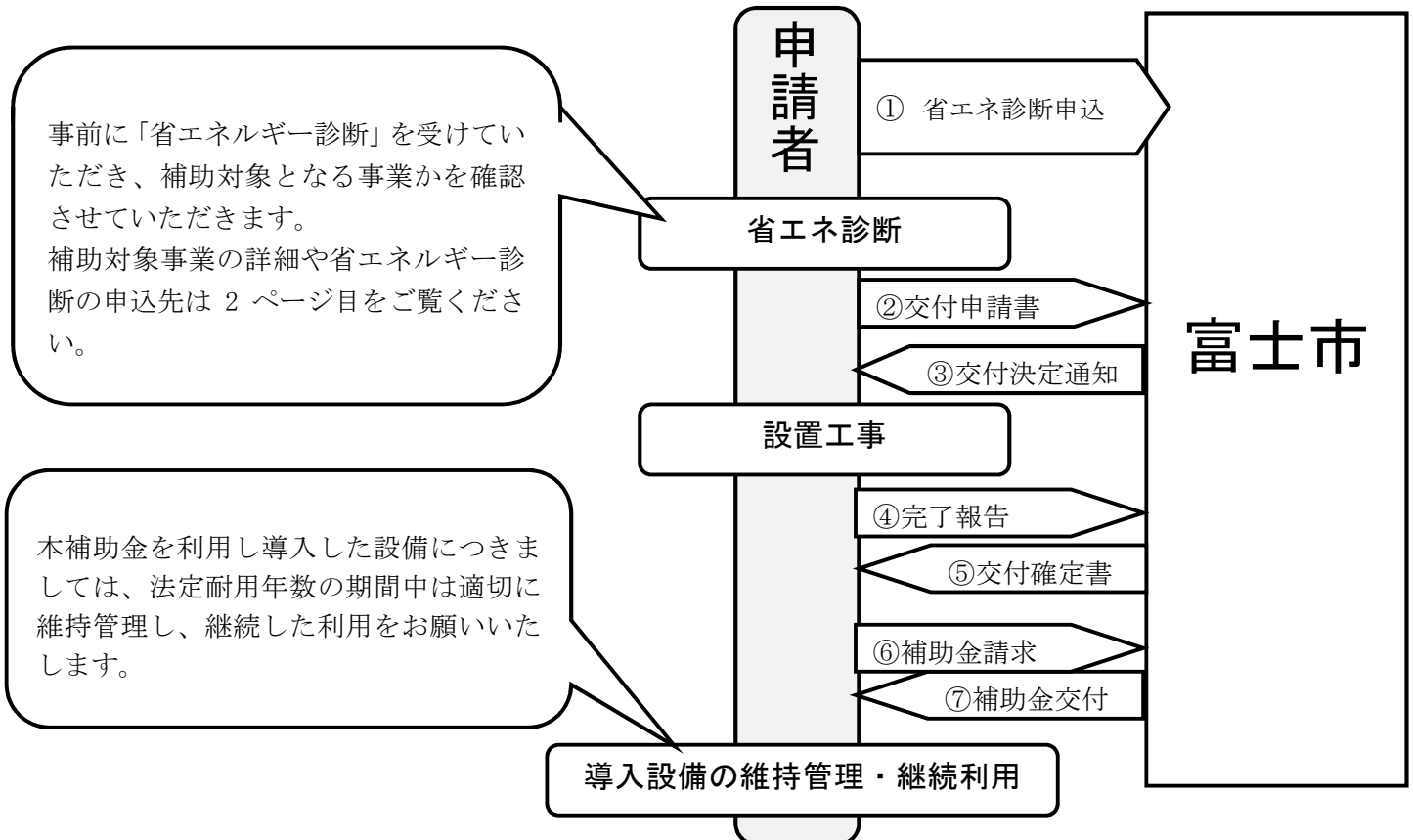
係数の区分	係数
補助金申請者と施工業者の両者が環境認証を未取得	0.8
補助金申請者と施工業者のいずれかが環境認証を取得済	0.9
補助金申請者と施工業者の両者が環境認証を取得済 又は、補助金申請者が脱炭素化推進計画書を提出する場合	1

※環境認証とは

- ・エコアクション21
- ・ISO14001 などです。

※施工業者が市外事業者の場合には環境認証未取得とみなします。

申請手続きの流れ（市の補助金のみで実施する場合）



※ 交付申請の前に着工した事業、リース事業等については補助対象外です。

補助対象者

市税を完納している中小企業者（大企業の子会社を除く。）、中小企業団体及び中小企業者が主たる構成員である公共的団体（構成員が業として利用する施設又は設備を整備する場合）であって、最新の貸借対照表及び損益計算書を提出できる事業者に限ります。

中小企業者の定義

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	三億円以下	三百人以下
卸売業に属する事業	一億円以下	百人以下
サービス業に属する事業	五千万円以下	百人以下
小売業に属する事業	五千万円以下	五十人以下

※資本金・従業員のいずれかが下回ると中小企業となります。

※大企業の子会社：中小企業の定義に当てはまらない事業者が、資本又は役員の過半数を占めている事業者

※中小企業者には、個人事業主を含みます。

※医療法人、学校法人及び社会福祉法人については、サービス業として扱います。

補助対象事業（対象条件）

富士市環境アドバイザー又は国の省エネ診断を受診し、必要とされる省エネ改修工事であって、事業所の温室効果ガス総排出量を10パーセント以上、又は5トン以上削減する事業です。

補助対象となる機器の例

設備更新が補助対象ですが、設備更新と同時に実施する場合に限り運用改善も補助対象事業となります。

次世代型機器については、導入により省エネ効果が期待できるため、新規導入も補助対象とします。

また、下の表は対象設備の一部を例示したものですので、詳しくはお問い合わせください。

	設備更新		運用改善例等
	省エネ型の例	次世代型器の例	
空調	<u>空調機</u> グリーン購入基準達成	<u>空調機</u> 排熱等利用型吸収冷温水器等	運用改善例（断熱塗料、Low-E ガラス、断熱フィルム、複層ガラス、断熱サッシ、熱線反射ガラス等）
熱利用	<u>貫流ボイラ</u> 0.5t/h 以上 効率 98%以上 0.5t/h 未満 効率 96%以上	未利用エネルギー	エアプレヒーター、エコノマイザー、ドレン改修、複数台制御 （記載のないボイラの場合はお問い合わせください）
その他	<u>アモルファス変圧器</u> <u>コージェネレーションシステム</u> 等	<u>天然ガスコージェネレーションシステム</u>	デマンドコントローラー、インバーターなどを用いた回転数の制御
照明	<u>高効率照明</u>	光ダクト、光パイプ等で自然光を 屋内に引き込む設備	ライトシェルフ、タスク・アンビエント照明方式、 入退室連動スイッチ、調光システム

※照明設備のみの単独改修も補助対象です。

省エネルギー診断の申し込み先

○小規模な事務所や店舗

富士市（年間 50 件程度） 申込先：富士市役所環境総務課（電話 0545-55-2902）

※富士市の実施する省エネルギー診断は無料です。

○業種問わず・比較的大きな規模（年間エネルギーコストが概ね 800 万円以上）

国 申込先：財団法人省エネルギーセンター 診断指導部（電話 03-5439-9732）

<交付申請書の提出書類>

- ① 交付申請書（様式 ウェブサイト）
- ② 事業計画書（様式 ウェブサイト）
- ③ 見積書の写し
- ④ 機器等の形状、規格等を説明できる資料
- ⑤ 市税完納証明書（市役所 3階収納課）（取得後2ヶ月以内のもの）
- ⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人事業主の場合は住民票（取得後2ヶ月以内のもの）
- ⑦ 省エネルギー診断の結果書
- ⑧ 健全経営に係る宣誓書（様式 ウェブサイト）
- ⑨ 最新年度の貸借対照表及び損益計算書※
※青色申告を行っている場合は、最新年度の確定申告書に付した貸借対照表及び損益計算書の写し、それ以外の場合は、現時点の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。（作成に当たっては税理士などの指導を受けることをお勧めします。）
- ⑩ 環境認証の取得を証明できる証書の写し（取得している場合のみ）
- ⑪ 脱炭素化推進計画書（作成している場合のみ）（様式 ウェブサイト）

<完了報告書の提出書類>

- ① 完了報告書（様式 ウェブサイト）
- ② 領収書の写し
- ③ 請求内訳書の写し
- ④ 着工前後の写真

<補助金請求時の提出書類>

- ① 請求書（様式 ウェブサイト）

<その他>

補助を受けた事業者の義務として法定耐用年数内は善管義務があります。

問い合わせ先	富士市役所 環境総務課 環境政策担当
電話	55-2902 FAX 51-0522
Eメール	ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

令和6年 4月10日

富士市中小企業者等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

(宛先) 富士市長

住 所 富士市永田町1-●●●

申請者 氏 名 富士山●●産業株式会社

代表取締役 富士山 太郎

電話番号 0545-55-2902

富士市中小企業者等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補 助 事 業 費	3,520,000 円
交 付 申 請 額	800,000 円

補助事業費は、見積書の税込み金額を記載してください。

事 業 計 画 書

事業所の名称	富士山●●産業株式会社		
設置場所	富士市永田町1-●●●		
業種	製造業		
脱炭素化への取組	取得している環境認証名 エコアクション21 脱炭素化推進計画の策定 有り ・ 無し		
省エネルギー診断	実施者（富士市環境アドバイザー）診断の名称（富士市省エネ診断）		
実施事業	次のいずれかにレ点を付してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 1 省エネルギー対策を行う事業 <input type="checkbox"/> 2 新エネルギー対策を行う事業 <input type="checkbox"/> 3 事業所用太陽光発電システムの導入を行う事業 <input type="checkbox"/> 4 蓄エネルギー設備の導入を行う事業 <input type="checkbox"/> 5 クリーンエネルギー自動車の導入を行う事業		
事業の概要	レシプロコンプレッサーを高効率のインバーター付スクリーンコンプレッサーに更新する。		
施設又は設備の概要	高効率コンプレッサー 年間 68,500kWh 削減を予定		
施工事業者	住所 富士市永田町1-△△△ 施工事業者名 富士●●電器株式会社 代表者名 代表取締役 ●△ 取得している環境認証名 ISO14001		
事業費	総額 3,520,000円 補助対象経費 3,200,000円		
温室効果ガス総排出量	事業実施前	事業実施後	削減量
	142,000 kg／年	73,500 kg／年	68,500 kg／年 (削減率 48.2%)
事業期間	着工予定日 令和6年 5 月 1 日頃 完了予定日 令和6年 9 月 30 日頃(納車予定日)		
備考			

(注) 施工事業者、事業費、温室効果ガス総排出量の欄は、省エネルギー対策又は新エネルギー対策を行う事業を実施する場合に記載すること。